

## 下水道使用料に係る不服申立て等について

下水道使用料の徴収は地方自治法第 225 条および下水道法第 20 条に基づき行われる処分であり、次により不服申立ておよび処分の取消しの訴えをすることができます。

### 1 不服申立て

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求を行うことができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求を行うことができなくなります。）。

### 2 処分の取消しの訴え

前記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。